

諮問庁：特許庁長官

諮問日：平成28年12月14日（平成28年（行情）諮問第713号）

答申日：平成29年9月5日（平成29年度（行情）答申第205号）

事件名：工業所有権情報・研修館との特定の合意と特定の最適化施策との関係に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特許庁と独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「INPIT」という。）は、『平成22年の閣議決定のとおり、特許電子図書館は平成26年度中に廃止する。また、特許情報について高度化、多様化するユーザーニーズに応えるべく、INPITが、新たな特許情報提供サービスを構築する。』の内容で合意したようであるが、この合意と特定年月に失敗した特定会社に委託していた最適化施策との関係に関する文書」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成26年12月10日付け20141113特許2により特許庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

特許庁と特定会社が契約締結した「業務・システム最適化に係る新事務処理の設計・開発」には、「『新たな特許情報提供サービス』は含まれておらず」と記載されているが、「業務・システム最適化に係る新事務処理システムの設計・開発」及び「新たな特許情報提供サービス」であるJ-PlatPatは共に産業財産権情報に関するペーパーレス計画の一環であり、常識的に考えて無関係とは考え難い。

よって、原処分を取消す旨の決定を求める。

（2）意見書

特許庁内で審査官が使用している検索システムと「新たな情報提供サービス」であるJ-PlatPatとは、機構上何ら重複していないの

か。即ち、これら2つのシステムは、検索システム及びデータベースにおいて共通するものは全くないのか明確にしていきたい。

また、特定会社によるシステム開発が失敗したということは、現在も平成18年以前の別の特定会社のシステムを継続して使用しているのか。以前、別の特定会社から特許庁が著作権を譲り受けた旨理解しているが、この著作権は現在特許庁が保有しているのか。もし、現在も平成18年以前の別の特定会社のシステムを継続して使用しているなら、別の特定会社に以前と同様に高額な使用料を現在も支払っているのか、各々明確にしていきたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

本件対象文書の開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書は存在しないとして、平成26年12月10日付けで不開示とする旨の原処分を行った。

2 異議申立人の主張についての検討

- (1) 「特許電子図書館の廃止」及び「新たな特許情報提供サービスを構築」については、政府方針の決定や産業構造審議会第5回知的財産分科会報告書とりまとめ（平成26年2月24日）の意見・提言等を踏まえ、I N P I Tの中期目標・計画に基づき事業を実施しているところであり、特許庁とI N P I T間において文書による合意は行われていない。

また、「平成24年1月に失敗した特定会社に委託していた最適化施策との関係に関する文書」を開示請求しているが、「最適化施策」とは、特許庁が平成16年10月5日（平成17年8月23日改定、以降数次改定あり。）に策定した「特許庁業務・システム最適化計画」（以下、「最適化計画」という。）と考えられ、さらに「平成24年1月に失敗した特定会社に委託していた」とは、平成18年12月1日付け特許庁と特定会社が締結した「業務・システム最適化に係る新事務処理システムの設計・開発」（以下「設計・開発」という。）の請負契約である。この最適化計画は、業務の抜本的見直しと最新情報技術を適用したシステム変革による更なる効率化等を目指すものであり、設計・開発の調達目的は、最適化計画に掲げる「いわゆるレガシーシステムから脱却し、情報システムの調達の透明化を図るとともに、競争環境の導入によるシステム経費の低減や効率的な活用を行うため、従来のレガシーシステムを刷新した新たなシステムを構築して、業務の見直し及び新業務に対応する新しいアーキテクチャによる事務処理システムの構築を行うこと」を目的としており、特許庁職員等が使用する事務処理システムの設計・開発であり、特許庁情報システムに関する技術検証委員会がとりまとめた「技術検証報告書」（平成24年1月23日）での指摘を踏まえ、中断したものであ

るが、特許電子図書館の廃止は平成22年に閣議決定されたが、それ以前（平成18年）に締結していた特定会社との契約に「新たな情報提供サービス」は含まれてはいない。

よって、異議申立人は、「無関係とは考え難い。」と主張しているが、特許庁とI N P I T間の文書による合意はなく、かつ、特定会社と契約した設計・開発は、「新たな情報提供サービス」と直接関係するものではないことから、関係する書類は存在しない。

3 結論

以上のことから、行政文書不開示決定は妥当なものであって、したがって、原処分は維持されるべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年12月14日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成29年2月9日 異議申立人から意見書を收受
- ④ 同年7月10日 審議
- ⑤ 同年9月1日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「特許庁とI N P I Tは、『平成22年の閣議決定のとおり、特許電子図書館は平成26年度中に廃止する。また、特許情報について高度化、多様化するユーザーニーズに応えるべく、I N P I Tが、新たな特許情報提供サービスを構築する。』の内容で合意したようであるが、この合意と平成24年1月に失敗した特定会社に委託していた最適化施策との関係に関する文書」である。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 特許電子図書館は、平成11年3月からインターネットを通じて産業財産権関連情報等の無料提供を実施しているデータベースであり、平成16年10月に、特許庁からI N P I Tに移管された。

イ 本件開示請求文書の「平成22年の閣議決定」とは、平成22年12月7日付けで閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（以下「基本方針」という。）を指すものと解した。

なお、基本方針において、特許電子図書館については、平成22年10月29日に行われた内閣府行政刷新会議ワーキンググループ「事業仕分け」の評価結果に基づき、「特許電子図書館事業については、特許庁新検索システムの本格運用に合わせ、I N P I Tの事業としては廃止する。」とされ、その実施時期は平成26年度中とされた。

ウ 本件開示請求文書の「平成24年1月に失敗した特定会社に委託していた最適化施策」とは、特許庁が平成16年10月5日に策定した「特許庁業務・システム最適化計画」に基づき、平成18年12月1日付けで特許庁と特定会社が締結した「業務・システム最適化に係る新事務処理システムの設計・開発」の請負契約（以下「平成18年請負契約」という。）と解した。

エ 特許庁情報システムに関する調査委員会が平成22年8月20日に作成した「調査報告書」（以下「調査報告書」という。）にあるとおり、特許庁においては、最適化計画に基づく新システムの開発について、「開発の効率性等の観点から、主に特許等の事務処理を行う『特許庁運営基盤システム』と実体審査において先行技術文献等の調査を行う『特許庁新検索システム』の2つに分けて開発を行うこととし」た。

そして、当該開発において、「特許庁新検索システム」は「特許庁運営基盤システム」を基盤として動作することから、「特許庁運営基盤システム」を先行して開発することとしており、平成18年請負契約の対象は、「特許庁運営基盤システム」の設計及び開発のみであって、「特許庁新検索システム」は含まれていない。

オ 特許庁は、特許庁情報システムに関する技術検証委員会がとりまとめた「技術検証報告書」（平成24年1月23日）での指摘を踏まえ、平成24年1月に新検索システムの開発を中止したため、最適化計画を中断したが、平成25年3月15日付けで、特許庁システムを刷新し、システム構造の抜本的見直しを進めるとした新たな最適化計画（以下「最適化計画改定版」という。）を公表し、産業財産権情報の対外提供の強化が実施すべき施策の一つとされるとともに「現行の特許電子図書館については基本方針を踏まえて対応する。」とされた。

カ I N P I Tは、「独立行政法人工業所有権情報・研修館平成25年度計画」（以下「平成25年度計画」という。）において、「基本方針及び最適化計画改定版を踏まえ、特許電子図書館事業の廃止後に出願人などのユーザーにインターネットを利用して工業所有権情報を切れ目なく提供する新たなサービスの準備を進める。」とし、さらに、「独立行政法人工業所有権情報・研修館平成26年度計画」（以下「平成26年度計画」という。）において、第5回産業構造審議会知的財産分科会（平

成26年2月24日)の議論を踏まえ、「新たな『産業財産権情報提供サービス事業』(仮称)の準備を進め、平成27年3月末に提供を開始する。」とされた。これを踏まえ、INPITは、平成27年3月20日に特許電子図書館のサービスを停止し、同月23日に新サービス(特許情報プラットフォーム(J-PlatPat))の提供を開始した。キ 上記イないしカのとおり、特許電子図書館の平成26年度中の廃止及び新たな特許情報提供サービスの構築(以下「特許電子図書館の廃止等」という。)については、特許庁とINPITとの間で文書による合意は行われておらず、また、平成18年請負契約の対象は、「特許庁運営基盤システム」の設計及び開発のみであって、「特許庁新検索システム」は含まれていない。したがって、特許電子図書館の廃止等と平成18年請負契約との間には関係性がなく、本件対象文書は作成も取得もしていない。

(2) 諮問庁から基本方針、最適化計画、調査報告書、技術検証報告書、最適化計画改定版、平成25年度計画及び平成26年度計画の提示を受けて確認したところ、その内容は諮問庁の上記(1)イないしカの説明のとおりであり、特許庁とINPITとの間に特許電子図書館の廃止等については、文書による合意は行われていないこと、及び特許庁新検索システムは平成18年請負契約の対象には含まれていないとの諮問庁の説明を踏まえると、本件対象文書を保有していない旨の諮問庁の説明は不自然、不合理とはいえず、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、諮問庁が、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、特許庁において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久